

「BIM ガイドライン（官庁営繕事業における BIM モデルの作成及び利用に関するガイドライン）」の概要

1. ガイドラインの目的

- 官庁営繕事業の設計業務又は工事の受注者が BIM(※)を導入できること、また、導入する場合の BIM モデルの作成及び利用にあたっての基本的な考え方や留意事項を示すこと。

※ 「Building Information Modeling」の略称。コンピュータ上に作成した3次元の形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等、建築物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルを構築することをいう。

2. ガイドラインの適用

- 設計業務については、第1編（総則）、第2編（設計業務編）を適用。
- 工事については、第1編（総則）、第3編（工事編）を適用。
- ガイドラインは、受注者の自らの判断で BIM を利用する場合や技術提案に基づく技術的な検討を行うにあたって BIM を利用する場合等に適用。
（設計業務又は工事の発注において BIM 導入を義務付けるものではない）

3. ポイント

- BIM の利用目的は以下の通り。
 - 【設計業務】
 - ・ 技術的な検討（各種シミュレーション、内外観・納まり等の可視化、干渉チェック等）
 - ・ 図面の作成（基本設計図書、実施設計図書の作成等）
 - 【工事】
 - ・ 技術的な検討（干渉チェック等）
 - ・ 完成図等の作成（完成図、建築物等の利用に関する説明書）
- BIM モデル作成の対象範囲（階層、室、部位等）、対象分野（建築意匠、構造、電気設備、機械設備等）は、個々の設計業務又は工事において BIM の利用目的に応じて設定すること。（BIM モデル作成にあたって、必ずしも建物全体や全ての分野を対象とする必要はない）

- BIM モデル作成の代表例（柱、梁、ダクト等）や詳細度の目安について、設計業務の各段階（基本設計方針、基本設計、実施設計）及び工事において、対象分野別に例示。（「4. ガイドラインの構成」各別表による）
- 設計業務における「技術的な検討」の内容ごとに、「一般業務」（通常の業務範囲）と「追加業務」の区分を例示。

「一般業務」と「追加業務」については、「公共建築設計業務委託共通仕様書」及び「官庁施設の設計業務等積算要領」による。

- BIM を導入した場合でも、設計業務の成果物は2次元の図面（CAD データも含む）であること。（工事の契約にあたって2次元の図面が必要であるため）

4. ガイドラインの構成

第1編 総則

- 第1章 目的
- 第2章 適用
- 第3章 用語の定義
- 第4章 共通事項

第2編 BIMガイドライン（設計業務編）

- 第1章 適用
- 第2章 BIMに関する実施方法等
- 第3章 図面等の作成
- 第4章 技術的な検討
- 第5章 その他
- 別表1 基本設計方針の策定のためのBIMモデルの詳細度の目安（参考）
- 別表2 基本設計図書の作成のためのBIMモデルの詳細度の目安（参考）
- 別表3 実施設計図書の作成のためのBIMモデルの詳細度の目安（参考）

第3編 BIMガイドライン（工事編）

- 第1章 適用
- 第2章 完成図等の作成
- 第3章 技術的な検討
- 別表1 完成図等の作成のためのBIMモデルの詳細度の目安（参考）